

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		社会福祉法人設立認可
根拠条例・規則等名		社会福祉法
条 項		第 3 2 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課 (電話 : 048-829-1253)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	当該認可の決定をしなければならない。 (1) 社会福祉事業を行う必要な資産があるか。 (2) 定款の内容及び設立の手続きが、法令の規定に違反していないか。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3 0 日
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		